

## 町県民税の申告が必要なおもな方（平成29年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ①確定申告をする必要のない方で、事業所得（営業や農業など）、不動産所得や配当所得などの各種所得のあった方
  - ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
  - ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方
- ※毎年税務課窓口にて所得のなかった旨の申告をしていただいている方も申告期間に申告していただくことで証明書の発行がスムーズにできます。

## 所得税の確定申告が必要なおもな方

- ①所得金額の合計額から雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当控除と年末調整で受けた住宅借入金等特別控除の合計額よりも多い方
- ②給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
  - 給与収入が2,000万円を超える方
  - 1ヵ所から給与等の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える方
  - 2ヵ所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

## 確定申告をすれば税金の還付を受けられるおもな方

- ①給与所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
  - ②給与所得のある方で昨年中に退職し、その後就職もしなかったため年末調整を受けられなかった方
  - ③退職所得について20%の税率で所得税を源泉徴収され、その額が正規の税額を超えている方
  - ④予定納税をしたが、所得が少なく、確定申告の必要がなくなった方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、その年分の所得税の確定申告の提出が不要とされています。ただし、この場合であっても、税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- なお、平成27年分から、外国の公的年金など所得税の源泉徴収が行われない公的年金を受ける方は、この申告不要制度の適用はなく、確定申告書の提出が必要です。

### 申告に必要なもの

- ①印鑑（シャチハタ不可）
  - ②源泉徴収票（原本）や収支内訳書など平成28年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）  
※複数ヶ所で就労されている場合には、すべての源泉徴収票をお持ちください。合算されている場合は不要です。
  - ③申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）
  - ④銀行印（新たに振替納税をされる方）
  - ⑤住民基本台帳カード等（e-Taxをご利用される方）
  - ⑥個人番号カード（または個人番号通知カード）
  - ⑦本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療機関の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ）
- ※⑥の個人番号カードをお持ちの方は、本人確認書類は不要です。

### 所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
  - ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
  - ③医療費などの領収書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額<sup>\*1</sup>のわかるもの
  - ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
  - ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
  - ⑥配当所得を申告する場合は、支払通知書
  - ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。
- ※平成28年中に家屋を新築、購入又は増改築等をして住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告される方については、ほかに必要書類があります。ご不明な場合には、お問い合わせください。

※1 補填金額とは、①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。